

毎週火、金曜日発行(但休日当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

- 目次
- ◇告示 選挙管理委員会の招集
 - ◇電気規程 鳥取県電気局組織規程の一部改正
鳥取県電気局に勤務する職員の仕事の設置に関する規程の一部改正
 - ◇電気訓令 鳥取県電気局の発電所処務規程の一部改正

告示

鳥取県告示第六百四十五号

鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和三十五年十二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 日時 昭和三十五年十二月二十七日 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目 鳥取県自治会館

三 議題 鳥取県選挙管理委員会委員長の選挙について

電気規程

鳥取県電気局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

昭和三十五年十二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県管電事業管理規程第二号

鳥取県電気局組織規程の一部を改正する規程

鳥取県電気局組織規程(昭和三十二年七月鳥取県管電気事業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第九条を第九条の二とし、第八条の次に次の一条を加える。

(発電所の係の設置及び分掌事務)

第九条 発電所(鳥取県管電郷発電所を除く。)に次の係を置く。

- 庶務係
- 運転係

2 各係の分掌事務は、局長の承認を得て所長が定める。

第十二条第一項中「建設事務所に所長を」の下に「発電所の係に係長を、」を加える。

第十二条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 係長は、上司の命を受け、その係に属する事務を処理する。

附 則

この規程は、昭和三十六年一月一日から施行する。

鳥取県電気局に勤務する職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

昭和三十五年十二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県営電気事業管理規程第三号

鳥取県電気局に勤務する職員の職の設置に

関する規程の一部を改正する規程

鳥取県電気局に勤務する職員の職の設置に関する規程(昭和三十二年七月鳥取県営電気事業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「**一** 所長 **二** 課長 **三** 工区長」を「**一** 所長 **二** 係長 **三** 課長 **四** 工区長」に改め、同第三号中「**三** 自動車整備士」を削る。

第三条に次の見出しをつける。

(その他の職員の職)

第三条第二項中

「**一** 運転手」を「**一** 自動車整備士 **二** 運転手」に改め、「**三**」を「**四**」とし、以下順次一ずつ繰り下げる。

附 則

1 この規程は、昭和三十六年一月一日から施行する。

2 この規程施行の際、現に単純な労務に従事している吏員については、改正後の鳥取県電気局に勤務する職員の職の設置に関する規程第二条及び第三条第二項の規定にかかわらず、引き続き同規程第三条第二項に規定する職に充てることができる。

電 気 訓 令

鳥取県営電気事業訓令第三号

局 本 庁 一 般
各 事 業 所

鳥取県電気局の発電所処務規程(昭和三十二年八月鳥取県営電気事業訓令第三号)の一部を次のように改正する。

昭和三十五年十二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第四条第一項を次のように改める。

第四条 所長に事故があるときは、主務係長が所掌事務を代決し、係長に事故があるときは、あらかじめ係長が指名した上席の吏員がその事務を代決する。

附 則

この訓令は、昭和三十六年一月一日から施行する。